

## 新型コロナウイルスワクチン接種予約システム利用規約

本規約は、雫石町（以下「町」という。）が提供する雫石町新型コロナウイルスワクチン接種予約システム（以下「本サービス」という。）の利用規約（以下「本規約」という。）を次のとおり定めます。

予約者は、本サービスを利用することにより、本規約に同意されたものとみなし、本規約に同意いただけない方は、本サービスを利用することはできません。

### 第1条 用語の定義

本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

1. 「サービス提供事業者」とは、町が本サービスの提供を委託する事業者をいいます。
2. 「新型コロナウイルスワクチン接種」とは、日本政府の方針に従い、各医療機関（第3項にて定める。）が提供し、本サービスにおいて予約の対象となる業務をいいます。
3. 「各医療機関」とは、本サービスにおいて、町又は町から業務の委託を受けた者と契約し、新型コロナウイルスワクチン接種を提供する又は提供しようとする医療機関をいいます。
4. 「予約者」とは、本サービスにログインをし、各医療機関が提供する新型コロナウイルスワクチン接種を利用する又は利用しようとする個人をいいます。
5. 「ユーザー」とは、本サービスを利用（サイト閲覧・投稿、予約、データ送信、ログインを含みます。）する全ての個人又は法人をいいます。
6. 「サービス利用契約」とは、本規約を契約条件として町と予約者の間で締結される、本サービスの利用契約を意味します。

### 第2条 適用

本規約は、本サービスの提供条件及び本サービスの利用に関する町と予約者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、町と予約者との間の本サービスの利用に関する一切の關係に適用されます。

### 第3条 目的

本サービスは、町の新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に進めるため、予約業務を効率化する

ことを目的とします。

#### 第4条 環境設定等

予約者は、本サービスを利用するに当たって必要な通信環境、ハードウェア及びソフトウェアを自己の責任と費用負担によって準備し、本サービスを利用するものとします。なお、本サービスの利用に伴う通信費用は、予約者の負担となります。

#### 第5条 予約登録

1. 予約者は、本規約を遵守することに同意し、次項に定める町所定の手続により本サービスを利用することができます。
2. 予約者は、町が発行した接種券番号及びパスワードを入力することで本サービスにログインし、生年月日、氏名（カナ）及び電話番号等を登録しなければなりません。
3. 予約者は、新型コロナワクチン接種の予約に当たり、接種会場及び予約希望日時を選択し、予約ボタンを押すことで、予約申込ができます。
4. 予約者の申込に対し、予約完了ページが表示された時点をもって、町は当該予約の承諾をしたものとみなし、予約者と町との間で予約が成立します。
5. 町は、予約者の責めに帰すべき事由（予約時の電話番号等の連絡先の入力ミス、及び町からの連絡等を受領しないこと等を含みます。）により、予約者に発生する一切の損害等（新型コロナワクチン接種を受けられなかったことを含みますが、これらに限られません。）について、いかなる責任も負いません。
6. 町は、予約者が以下の各号のいずれかの事由に該当すると町がその裁量によって判断する場合、本サービスの利用継続を拒否することがあり、また、町は、その理由について一切開示義務を負わないものとします。
  - (1) 町に提供した登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
  - (2) 本規約に定める禁止事項に違反する場合
  - (3) 町が不適切であると判断した者からの申込である場合
  - (4) 予約者が、町との意思疎通が困難と認められる場合
  - (5) 予約者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合

7. 予約者は、正確な接種券番号、生年月日、氏名（カナ）、電話番号等の情報を入力するものとし、町は入力された情報の正確性について確認義務を負わないものとし、当該情報が不正確なことにより生じるいかなる損害についても町は責任を負わないものとし、
8. 町は予約者に対して、登録事項の確認、第6項の判断、その他合理的な理由に基づき、追加の資料又は情報を求めることがあり、予約者はこれに協力するものとし、

#### 第6条 予約の変更・キャンセル

1. 予約者は、各予約日毎に別途町が定める日まで、本サービス上で予約日時の変更ができます。
2. 本サービスに関する予約者と町との間の予約完了後について、キャンセルその他の変更等の手続を要するときは、本サービスによって行うことができます。
3. 予約者は、予約日時の変更、キャンセルその他の変更を行った場合、変更後の情報について確認を行い、変更が行われていない場合、速やかに町に対してその旨通知するものとし、なお、予約者が確認又は通知を行なかつたことで予約者が不利益を被つたとしても、町は一切その責任を負わないものとし、

#### 第7条 登録事項の変更

1. 予約者は、登録事項に変更があつた場合、本サービスの機能を用いて変更登録を行い、又は町の定める方法により当該変更事項を遅滞なく町に届け出るものとし、
2. 前項の届出がなかつたことで予約者が不利益を被つたとしても、町は一切その責任を負わないものとし、

#### 第8条 個人情報の取扱い

1. 町は、雫石町個人情報保護条例（平成12年雫石町条例第2号）に基づき、個人情報（本サービスを通じて収集した氏名、電話番号など特定の個人が識別できる情報をいう。）を厳重に管理し、漏洩、不正利用、改ざんの防止に適切な措置を行うものとし、
2. 予約者は、本サービスの利用に当たり、町及び各医療機関が、予約者の氏名・生年月日・電話番号・予約状況・新型コロナワクチン接種状況（以下、前項の個人情報とあわせて「個

人データ」といいます。)を閲覧できることに同意するものとします。

3. 町は、予約者が登録した個人情報について、新型コロナワクチン接種の履行、新型コロナワクチン接種に関する国及び県への情報提供、予約者への連絡、次項に定める統計的情報の作成及びその他サービスの提供を円滑に行う目的で利用します。
4. 本サービスに蓄積される利用情報は、予約者からの町に対する特段の申出がない場合は、以下の各号の目的に限り、個人を特定できない形の統計的情報として、町の判断により利用、共同利用及び第三者への提供ができるものとします。
  - (1) 接種の安全性向上
  - (2) ワクチン等製品の品質向上、製品改良
  - (3) 医療機関、教育機関、研究機関における調査・研究
  - (4) ワクチン等の安定供給
  - (5) 接種に対する一般理解の向上
  - (6) 臨床現場に向けてのフィードバック
5. 本サービス上の個人データが棄損・滅失した場合、町は、サービス提供事業者個人データの復元を委託する場合があります、その際、サービス提供事業者は、担当者以外がバックアップデータ内の個人データにアクセスできないようアクセス制限の措置を取るとともに、個人データを利用しないものとします。

## 第9条 確認事項

1. 予約者は、接種券番号を予約者自身の責任によって管理するものとします。
2. 予約者は、接種券番号を第三者に利用されないよう、責任をもって管理するものとします。
3. 入力された接種券番号及び生年月日が一致することを町が確認した場合、当該予約者による利用があったものとみなし、万一それらが盗用、不正使用その他の事情により当該予約者以外の者が利用している場合であっても、それにより生じた損害等について、予約者の故意又は過失の有無を問わず、町は一切の責任を負わないものとします。
4. 本サービスは、日本国内において提供されるものであり、町は、予約者が本サービスを日本国外で利用したことに関連して生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

## 第10条 禁止事項

1. 本サービスの利用について、予約者の故意又は過失を問わず、以下の各号のいずれかの行為（それらを誘発する行為や準備行為も含みます。）を禁止します。予約者が禁止行為を行った場合は、町は、事前の告知なく本サービスの利用停止、予約者としての資格の剥奪、その他必要と認められる措置を事前の通知なく町の裁量によって実施するものとし、また、町は、その理由について一切開示義務を負わないものとします。
  - (1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
  - (2) 公序良俗に反する行為
  - (3) 町、本サービスの他のユーザー又はその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
  - (4) 本サービスの内容等、本サービスに含まれる著作権、商標権、その他の知的財産権を侵害する行為
  - (5) 本サービスによって得られた情報を本サービスの目的以外で利用する行為
  - (6) 町が事前に許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、又は営業行為
  - (7) 本サービスを構成するハードウェア又はソフトウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為
  - (8) 本サービスの運営を妨害する行為
  - (9) 不正な目的を持って本サービスを利用する行為
  - (10) 他のユーザーに成りすます行為
  - (11) 他人の接種券番号を利用する行為
  - (12) 他のユーザーの情報の収集
  - (13) 町、他のユーザーに関する個人情報等を収集又は蓄積する行為
  - (14) その他、町が不適切とする判断
2. 予約者は、本規約の違反行為その他本サービスの不適切な利用に起因して町に生じた損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

## 第11条 本サービスの停止・中断

1. 町は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、本サービスの全部又は一部の提供

を停止又は中断することができるものとします。本サービスの停止・中断に関しては、町のウェブサイト等で通知するものとします。

(1) 本システムがサービス提供にかかるコンピュータシステムの保守点検又は更新を行う場合

(2) コンピューター、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等により本サービスの提供ができなくなった場合

(3) 地震、落雷、火災、停電又は天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合

(4) コンピューター又は通信回線等が事故により停止した場合

(5) その他、町が本サービスの提供が困難と判断した場合

2. 本サービスの提供の停止・中断により、予約者又は第三者が被ったいかなる不利益又は損害についても、町に故意又は重大な過失がある場合を除き、町は一切の責任を負わないものとします。

## 第12条 利用停止等

1. 町は、予約者が以下のいずれかの事由に該当したと判断した場合、事前の通知なく、本サービスの一部又は全部の利用停止措置を実施する場合があります。予約者はこれに対して理由の開示要求や異議申立てをすることはできません。

(1) 本規約に違反したとき。

(2) 町に提供した情報の全部又は一部につき虚偽又は不正確な事実があることが判明したとき。

(3) 不法行為を行い、又は法令等に違反したとき。

(4) 虚偽の内容を記載したと町がその裁量により判断したとき。

(5) 新型コロナワクチン接種の予約並びに履行において誠実な対応がなされなかったとき。

(6) 町からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して20日間以上応答がない場合

(7) 町又は本サービスの信用を毀損し、又は町の業務を妨害したとき。

(8) 他のユーザー、第三者とのトラブル、クレーム又は違反報告が町の定める一定の基準に到達したと町が判断したとき。

(9) その他町が予約者として相応しくない、又は継続した本サービス利用に相応しくない

と判断したとき。

2. 予約者は、本条による利用停止等の後も、町及び第三者に対する本規約上の一切の義務及び債務（損害賠償債務を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。
3. 町は、予約者が第1項各号に該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合その他町が必要と認める場合には、当該予約者に対し、違反行為の中止を求めることがあり、当該予約者は、町が求める期間内に当該求めに応じるものとします。
4. 町は、本条に基づき町が行った措置により当該予約者に生じた不利益や損害について一切の責任を負わないものとします。

### 第13条 権利の帰属

本サービスに関する知的財産権、営業秘密等の一切の権利は、全て町又はその他権利者に帰属しており、予約者は、町又はその他権利者の事前の書面による許諾なくして自ら利用し、又は第三者に利用させることはできません。

### 第14条 本サービスの内容の変更・終了

1. 町は、町の都合又は政府の方針変更により、本サービスの内容の全部若しくは一部を変更し、又は本サービスの提供を終了することができるものとします。
2. 町は、サービス内容の変更、追加、終了によってユーザーに生じた損害について、町に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

### 第15条 免責事項

1. 町は、本サービスを通じて提供する情報、本サービスからリンクが張られた他のサイトで表示される情報その他新型コロナワクチン接種に関する情報の正確性・信頼性・安全性・適法性・道徳性・最新性・有用性・適合性・完全性・妥当性を保証しません。
2. 新型コロナワクチン接種に関する医療契約は、各医療機関と予約者との間で成立するものとし、町は一切関与しないものとします。
3. 各医療機関が、自らの都合により新型コロナワクチン接種を中止・変更したことにより、予約者に損害が発生した場合であっても、町は一切の責任を負わないものとします。

4. 各医療機関の故意又は過失を問わず、医療過誤が発生したことにより、予約者に損害が発生した場合であっても、町は一切の責任を負わないものとします。
5. 町は、町のウェブサイト等でユーザーに対して適宜情報提供（おすすりめやアドバイス等）をすることがありますが、これらの内容の正確性・妥当性・有用性を保証するものではありません。
6. 町は、本サービスにつき、システムの障害（エラー・バグ・不具合等）がないこと、予約者に適用される法令又は内部規則等に適合すること、その他予約者が期待する性質を有することを保証しません。
7. 町は、債務不履行、不法行為その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は本規約に関連して予約者が被った損害について、町の故意又は重過失に起因する場合を除き、賠償する責任を一切負わないものとします。
8. 町の故意又は重過失に起因する場合又は消費者契約法の適用その他の理由により、本項その他町の損害賠償責任を免責する規定にかかわらず町が予約者に対して損害賠償責任を負う場合においても、町の責任は、町の債務不履行又は不法行為により予約者に生じた損害のうち現実に発生した直接かつ通常の損害に限るものとします。

## 第16条 紛争処理

1. 本サービスに関し、予約者と他のユーザーとの間で又は予約者と第三者との間で紛争が生じた場合、予約者は、自己の責任と費用において解決するものとし、町は、当該紛争に関与する義務を負わないものとします。
2. 予約者が本規約に違反したことにより、町が、他のユーザーその他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、当該予約者は、当該請求に基づき町が当該第三者に支払いを余儀なくされた費用（弁護士費用を含みます。）や賠償金を負担するものとします。

## 第17条 本規約の変更

1. 町は、町ウェブサイトへの掲示又は町が定める方法により本規約を変更できるものとし、掲示後の本サービスの利用には変更後の本規約が適用されることに予約者は同意します。なお、当該掲示に加えて、予約者への通知等を行うことがあります。



2. 予約者は、自身の責任で随時本規約の最新の内容を確認するものとし、本規約に同意しない場合には本サービスを利用しないものとします。

#### 第18条 分離可能性等

1. 本規約のいずれかの条項又はその一部が法令・条例上無効であるとされた場合であっても、無効とされた当該条項以外の本規約に定める条件については、引き続き有効なものとして適用されるものとします。町及び予約者は、当該無効とされた条項の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに、修正された本規約に拘束されることに同意するものとします。
2. 本規約のいずれかの条項又はその一部が町の定める条例・例規等と矛盾抵触する場合、当該条項又はその一部については条例・例規等が優先するものとし、本規約の関連する条項は当該条例・例規等に適合するよう読み替えるものとします。
3. 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある予約者との関係で無効と判断された場合であっても、他の予約者との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

#### 第19条 協議解決

本規約に定めない事項又は本規約の解釈について町予約者との間に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ、これを解決するものとします。

#### 第20条 準拠法・管轄裁判所

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約又は本サービスに関連する訴訟について、盛岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2021年7月30日制定

【お問い合わせ】健康子育て課